

令和5年12月定例会議

建設水道常任委員会資料

- I 議案第122号
令和5年度福島市水道事業会計補正予算（第1号）…………… P2
- II 議案第170号
令和5年度福島市水道事業会計補正予算（第2号）…………… P17
- III 議案第131号
損害賠償の額の決定並びに和解の件 …………… 議案書P38

水 道 局

議案第122号 令和5年度 福島市水道事業会計補正予算（第1号）

1 予算額補正

(1) 収益的収支

① 支出

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 資産減耗費	△ 354,365	用途廃止施設整理事業見直しによる減
計	△ 354,365	

(2) 資本的収支

① 収入

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 企業債	△ 78,800	西部地区上水道整備事業計画変更による減
2 国庫補助金	53,393	国庫補助事業追加要望による増
計	△ 25,407	

② 支出

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 建設改良費	△ 179,515	西部地区上水道整備事業計画変更による減
2 老朽管更新事業費	273,713	国庫補助事業追加要望による増
3 国庫補助金返還金	9,299	令和4年度決算確定による増
計	103,497	

2 収益的収支及び資本的収支の状況

(1) 収益的収支

(単位 千円)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 水道事業収益	7,688,253	—	7,688,253
(款) 水道事業費用	7,566,948	△ 354,365	7,212,583
(項) 営業費用	7,348,335	△ 354,365	6,993,970
(目) 資産減耗費	618,950	△ 354,365	264,585
純利益	121,305	354,365	475,670

(2) 資本的収支

(単位 千円)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 資本的収入	1,561,478	△ 25,407	1,536,071
(項) 企業債	1,252,000	△ 78,800	1,173,200
(目) 企業債	1,252,000	△ 78,800	1,173,200
(項) 補助金	170,176	53,393	223,569
(目) 国庫補助金	132,100	53,393	185,493
(款) 資本的支出	3,721,208	103,497	3,824,705
(項) 建設改良費	2,586,792	94,198	2,680,990
(目) 建設改良費	955,908	△ 179,515	776,393
(目) 老朽管更新事業費	1,615,378	273,713	1,889,091
(項) 国庫補助金返還金	—	9,299	9,299
(目) 国庫補助金返還金	—	9,299	9,299
資本的収支不足額	2,159,730	128,904	2,288,634

3 補正予算（第1号）にかかる老朽管更新事業の概要

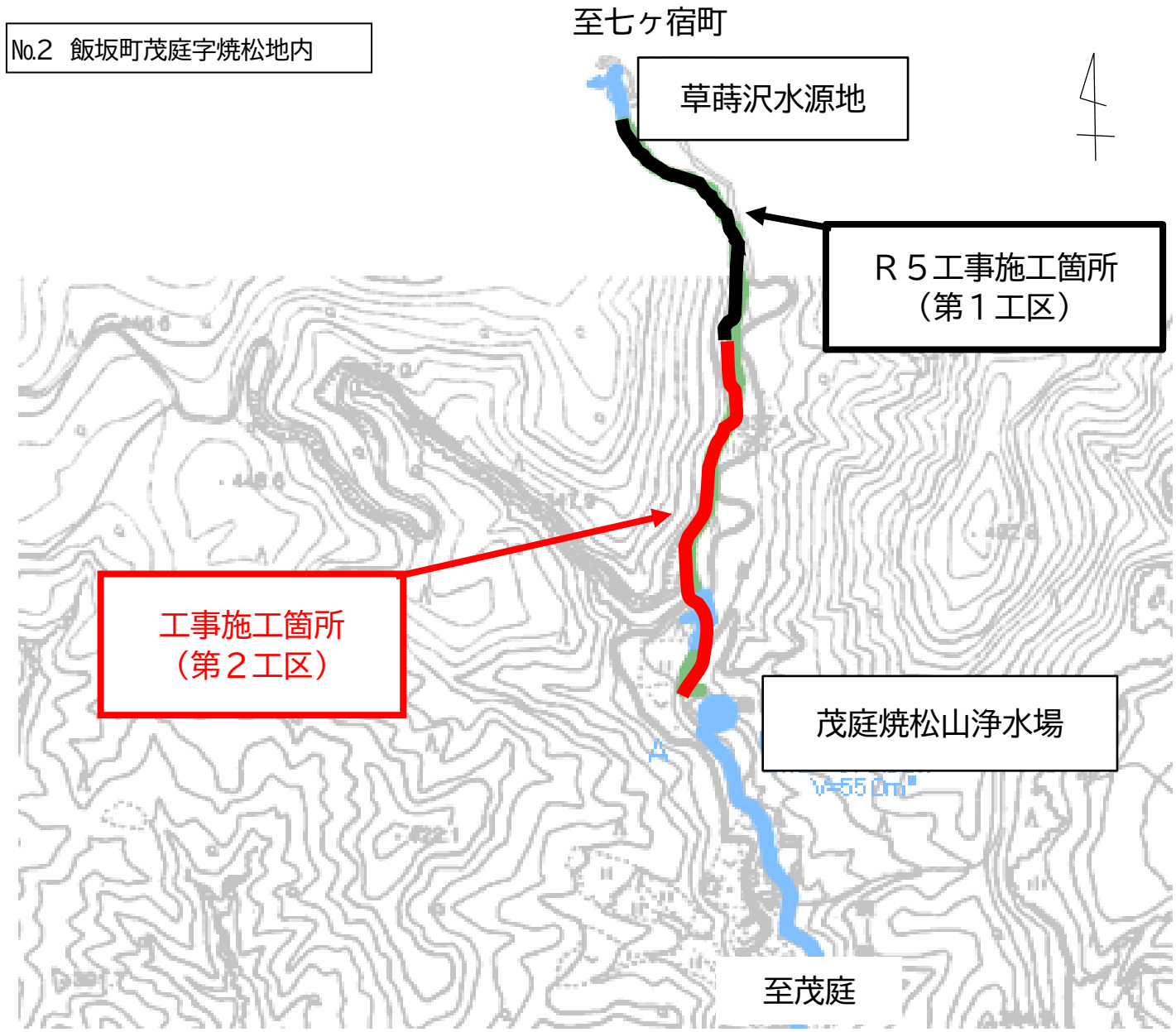
老朽管更新事業を推進するため、国庫補助事業を追加要望し更新事業を実施するものです。

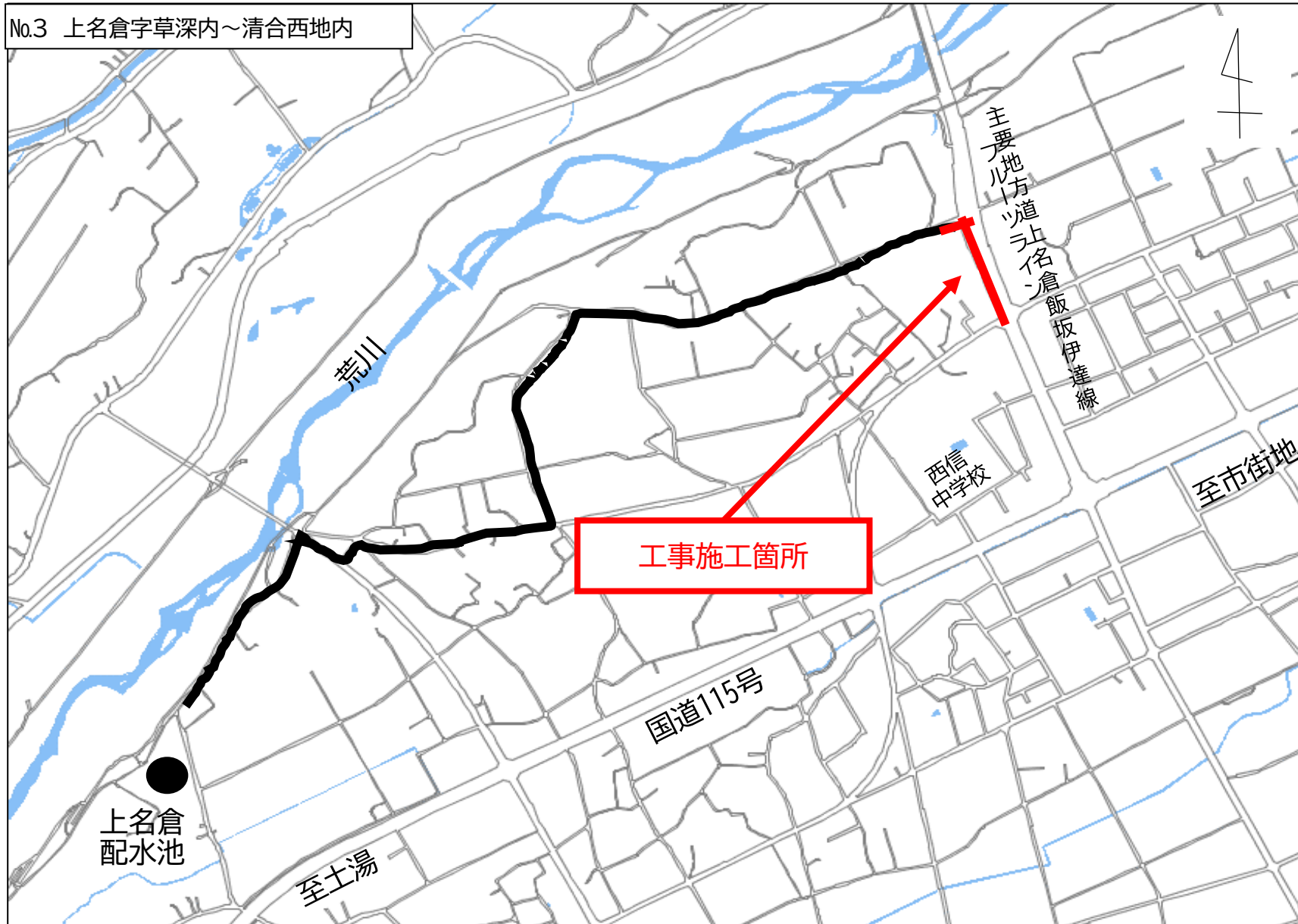
(1) 補正の内容

- ① 資本的収入 国庫補助金 53,393千円（補助率1/4）
- ② 資本的支出 老朽管更新事業費 273,713千円

(2) 事業の概要

No.	件名	業務・施工内容	図面 ページ
1	南町地内送水管布設替実施設計業務委託	濁川、国道4号横断推進設計ほか	P5
2	茂庭導水管（第2工区）100mm導水管布設替工事	ダクティル鑄鉄管φ100mm L=377m	P6
3	上名倉第1幹線（第6工区）400mm配水幹線布設替工事	ダクティル鑄鉄管φ400mm L=247m	P7
4	渡利金山下地内舗装復旧工事	舗装復旧工 1式	P8
5	弁天山第5幹線（第8-1工区）500mm配水幹線布設替工事（継続事業）	ダクティル鑄鉄管φ500mm L=116m	P9







4 継続費【追加】

今回の継続費補正は、老朽管更新事業の年次計画の変更に伴い継続費の総額及び年割額を追加するものです。

(1) 事業名 (件名)

老朽管更新事業 (弁天山第 5 幹線 (第 8-1 工区) 500 mm 配水幹線布設替工事)

(2) 事業概要

老朽化した管路を、耐震性を有する管に更新するものです。

(3) 補正理由

国発注の国道舗装修繕工事に伴い舗装前に工事を完了する必要があることから、国庫補助を追加要望し施工するものです。

(4) 工事内容

配水管布設工 ダクトイル鋳鉄管Φ500 mm L=116m

(5) 補正内容

継続費の総額を 170,224 千円とし、年割額を令和 5 年度 4,796 千円、令和 6 年度 165,428 千円にするものです。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	老朽管更新事業	170,224	令和 5 年度	4,796
				令和 6 年度	165,428



4 継続費【変更その1】

今回の継続費補正は、旧渡利浄水場施設撤去工事の入札不調に伴い、期間及び年割額を変更するものです。

(1)事業名

用途廃止施設整理事業

(2)事業概要

供給体系の見直しにより、廃止した施設の解体撤去工事(旧渡利浄水場・蓬萊高架水槽・桜台高架水槽)を行うものです。

(3)補正理由

再発注にあたり、施工期間を確保するため、期間と年割額を変更するものです。

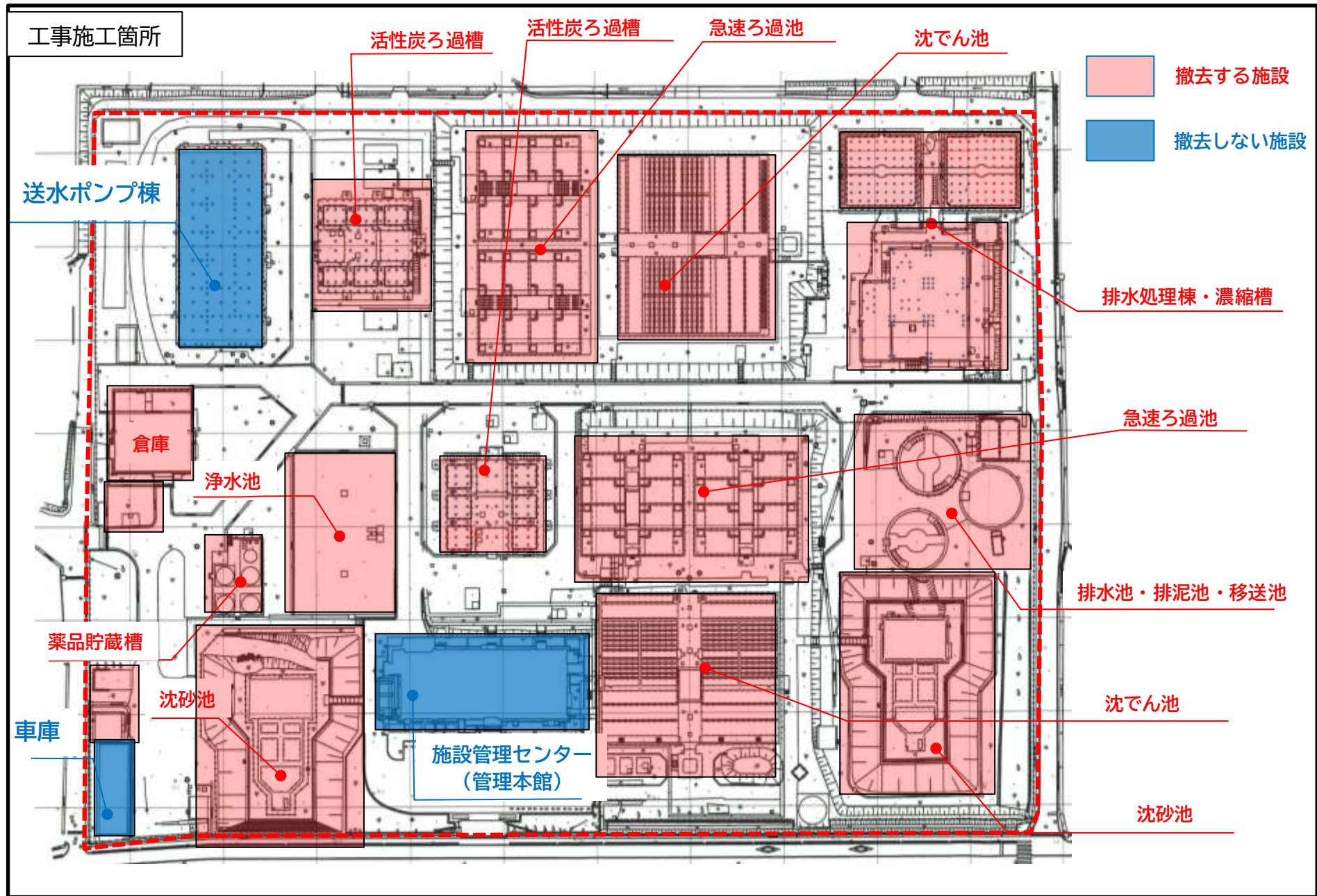
(4)補正内容

継続費の期間を令和8年度までとし、年割額を令和5年度 165,000 千円、令和 6 年度 820,765 千円、令和 7 年度 579,700 千円、令和 8 年度 194,480 千円に見直すものです。

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1水道事業費用	1営業費用	用途廃止施設 整理事業	1,759,945	令和 5 年度	519,365	1,759,945	令和 5 年度	165,000
				令和 6 年度	1,046,100		令和 6 年度	820,765
				令和 7 年度	194,480		令和 7 年度	579,700
				—	—		令和 8 年度	194,480

※当初予算書第3条後段に記載の「用途廃止施設の処分に要する経費の財源に充てるため、企業債 322,000 千円を借り入れる。」については、削除する



4 継続費【変更その2】

今回の継続費補正は、西部地区上水道整備事業の施工内容の変更に伴い継続費の総額、期間及び年割額を変更するものです。

(1)事業名

西部地区上水道整備事業

(2)事業概要

西部地区上水道整備実施計画に基づき、自然流下による効率的な管網整備するとともに、管路沿線の簡易水道組合の上水道統合を推進するため、配水管を新規布設するものです。

(3)補正理由

白津川の河床推進工事設計にあたり、同じ箇所計画されていた他の新規占用物件との占用位置の調整により、推進延長が長くなったことから、総額、期間及び年割額を変更するものです。

(4)補正内容

継続費の総額を 294,888 千円とし、年割額を令和 5 年度 10,817 千円、令和 6 年度 280,551 千円、令和 7 年度 3,520 千円に見直すものです。
(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	西部地区 上水道 整備事業	237,947	令和 5 年度	190,332	294,888	令和 5 年度	10,817
				令和 6 年度	47,615		令和 6 年度	280,551
				—	—		令和 7 年度	3,520

土船雌立地内 250 mm配水管布設工事



鍛冶屋川水管橋架設工事



5 債務負担行為の追加

今回の債務負担行為は、配水管布設替事業費を142,000千円追加するものです。

(1)補正理由

老朽管更新事業に伴う配水管布設替工事の発注時期を平準化し、計画的な施工を図るため、債務負担行為を設定し、事業を実施するものです。

(2)補正の内容

債務負担行為に関する調書補正

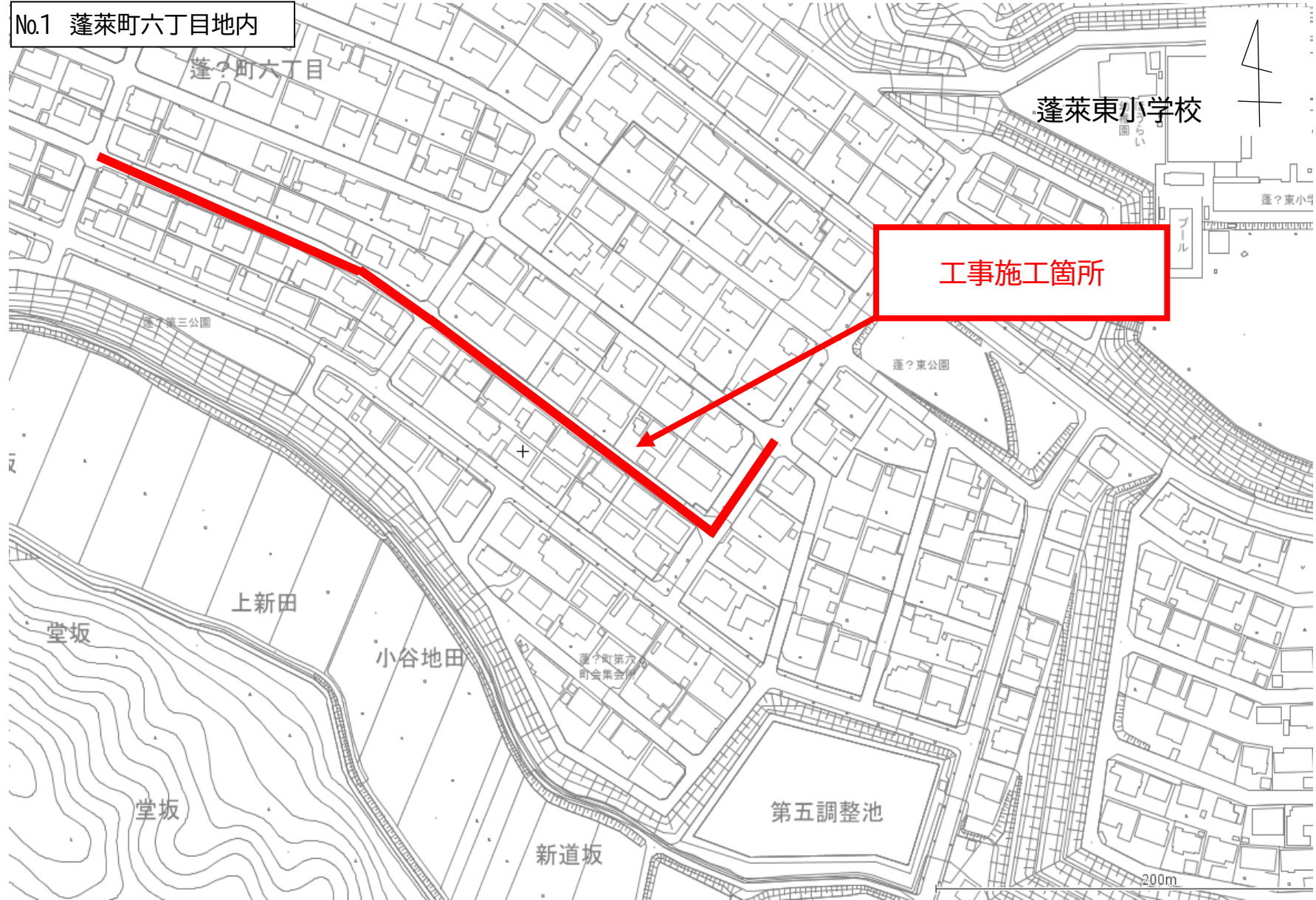
(単位：千円)

事項	期間	限度額
配水管布設替事業費	令和5年度から令和6年度まで	142,000

(3)事業の概要

No.	件名	施工内容	図面 ページ
1	蓬萊町六丁目地内75mm配水管布設替工事	ポリエチレン管φ75～50mm L=500m	P14
2	鳥川第2幹線（第2-1工区）300mm配水管布設替工事	ダクティル鋳鉄管φ300mm L=153m	P15
3	飯坂町湯野目暗澁地内100mm配水管布設替工事	ダクティル鋳鉄管φ100mm L=90m	P16

No.1 蓬萊町六丁目地内



No.2 成川字成田口～西谷地地内

工事施工箇所

西谷地

成田口

上谷地歩道橋

至市街地

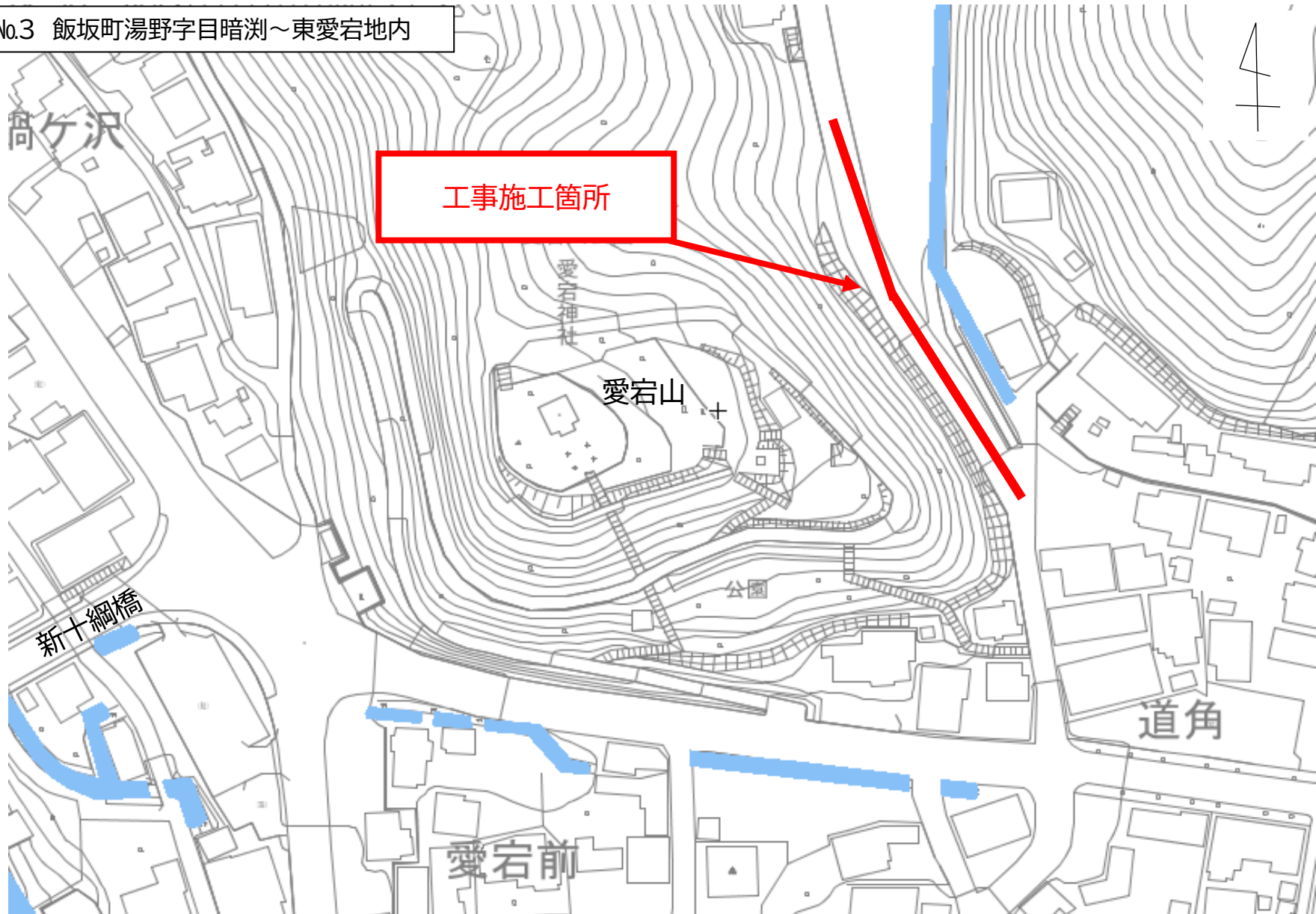
国道115号

至土湯

福島西 I C



No.3 飯坂町湯野字目暗澗～東愛宕地内



議案第170号 令和5年度 福島市水道事業会計補正予算（第2号）

1 予算額補正

(1) 収益的収支

① 支出

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 原水及び浄水費	466	給与改定及び人件費の整理によるもの
2 配水及び給水費	△ 20,344	//
3 総係費	△ 563	//
計	△ 20,441	

(2) 資本的収支

① 支出

(単位 千円)

項 目	補正額	主な補正理由
1 建設改良費	△ 24,319	給与改定及び人件費の整理によるもの
2 老朽管更新事業費	△ 90	//
計	△ 24,409	

2 収益的収支及び資本的収支の状況

(1) 収益的収支

(単位 千円)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 水道事業収益	7,688,253	—	7,688,253
(款) 水道事業費用	7,212,583	△ 20,441	7,192,142
(項) 営業費用	6,993,970	△ 20,441	6,973,529
(目) 原水及び浄水費	2,562,103	466	2,562,569
(目) 配水及び給水費	1,473,470	△ 20,344	1,453,126
(目) 総係費	514,922	△ 563	514,359
純利益	475,670	20,441	496,111

(2) 資本的収支

(単位 千円)

科 目	現計予算	補正額	補正後の額
(款) 資本的収入	1,536,071	—	1,536,071
(款) 資本的支出	3,824,705	△ 24,409	3,800,296
(項) 建設改良費	2,680,990	△ 24,409	2,656,581
(目) 建設改良費	776,393	△ 24,319	752,074
(目) 老朽管更新事業費	1,889,091	△ 90	1,889,001
資本的収支不足額	2,288,634	△ 24,409	2,264,225

3 福島市水道局職員給与改定の概要

(1) 給与改定の考え方

令和5年度福島県人事委員会勧告を基本に県及び市長部局に準じ、改定する。

(2) 改定内容

①給料

月例給について、初任給をはじめ若年層に重点をおいて、全ての給料月額を令和5年4月1日に遡及し、平均1.09%引上げる。

初任給 初級(高校卒基準):12,000円引上げ(174,400円)

上級(大学卒基準):11,000円引上げ(207,100円)

②期末・勤勉手当

○特別職(管理者)の期末手当

<現行>

区分	期末手当
6月期	1.625月
12月期	1.625月
計	3.25月

0.1月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当
6月期	1.625月
12月期	1.725月
計	3.35月

<改定後> 令和6年度以降分 ※均等配分

区分	期末手当
6月期	1.675月
12月期	1.675月
計	3.35月

○職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.2月	0.975月	2.175月
12月期	1.2月	0.975月	2.175月
計	2.4月	1.95月	4.35月



0.1月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.2月	0.975月	2.175月
12月期	1.25月	1.025月	2.275月
計	2.45月	2.0月	4.45月

<改定後> 令和6年度以降分 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.0月	2.225月
12月期	1.225月	1.0月	2.225月
計	2.45月	2.0月	4.45月

○再任用職員の期末・勤勉手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675月	0.475月	1.15月
12月期	0.675月	0.475月	1.15月
計	1.35月	0.95月	2.3月



0.05月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.675月	0.475月	1.15月
12月期	0.7月	0.5月	1.2月
計	1.375月	0.975月	2.35月

<改定後> 令和6年度以降分 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
12月期	0.6875月	0.4875月	1.175月
計	1.375月	0.975月	2.35月

○会計年度任用職員(フルタイム・月額パート)の期末手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.2月	—	1.2月
12月期	1.2月	—	1.2月
計	2.4月	—	2.4月

0.05月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.2月	—	1.2月
12月期	1.25月	—	1.25月
計	2.45月	—	2.45月

2.0月増

<改定後> 令和6年度以降分 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.0月	2.225月
12月期	1.225月	1.0月	2.225月
計	2.45月	2.0月	4.45月

○会計年度任用職員(時間額パート)の期末手当

<現行>

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.525月	—	0.525月
12月期	0.525月	—	0.525月
計	1.05月	—	1.05月

0.05月増

<改定後> 令和5年12月期分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	0.525月	—	0.525月
12月期	0.575月	—	0.575月
計	1.1月	—	1.1月

3.35月増

<改定後> 令和6年度以降分 ※均等配分

区分	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月	1.0月	2.225月
12月期	1.225月	1.0月	2.225月
計	2.45月	2.0月	4.45月